

医療情報取得加算に関する掲示

2024年12月から健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナンバーカードと保険証の一本化がより進むこととなりました。当院では、2024年12月より『医療情報取得加算』を以下の通り算定させていただきます。

(改定後)令和6年12月～

初診料	1点
再診料(3ヶ月毎に1回)	1点

(1点あたり10円)

(施設基準)

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

※当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

※正確な情報を取得・活用するため、**来院時**にマイナ保険によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。



令和6年12月1日

岡山大学病院